

日行連発第 981 号  
平成 29 年 12 月 19 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
国際・企業経営業務部  
部長 末廣 元孝

韓国家族関係証明書の取得に係る申請様式変更のお知らせ

韓国には、本邦の戸籍に代わる制度として家族関係登録制度がありますが、昨年の韓国の法改正を受け、同制度による証明書の取得に係る申請様式が変更されましたので、お知らせいたします。なお、委任状については、従前よりご案内している当会で作成した書式の使用が可能です。

つきましては、貴会会員への周知につきご協力くださるようお願い申し上げます。

記

【駐日本国大韓民国大使館 HP】

<http://jpn-tokyo.mofa.go.kr/worldlanguage/asia/jpn-tokyo/main/index.jsp>

【連 con】

<https://www.gyosei.or.jp/members/#!/comments/5a3877d120f53a424275399>

[7](#)

- ・別添：家族関係登録簿等の証明書 交付 申請書
- ・別添：委任状 日本語
- ・別添：委任状 韓国語

以上

## 위 임 장

행정 서사 명 :

등 록 번 호 :

사무소 소재지 :

전 화 번 호 :

상기의 행정 서사를 대리인으로 하고 다음의 권한을 위임합니다.

1. 「가족 관계 등록 등에 관한 법률」 제 14 조 및 「가족 관계의 등록 등에 관한 규칙」  
제 19 조에 근거해 등록부등의 기록 사항 등에 관한 증명 신청서 제출 및 수령 등에  
관한 모두의 행위

· 첨부 서류

위임자의 체류카드· 특별영주자 증명서 (이상, 외국인등록증을 포함) 및 수입자의

행정서사 증표의 사본 각 1 통

이상

2 0      년      월      일

신청인(위임자)

성 명 :



주 소 :

주민 등록 번호 :

전 화 번 호 :

※유의 사항

타인의 서명 또는 인장의 도용 등, 허위의 위임장 작성에 의한 증명서의 신청 또는 수령의 경우에는, 「형법」 제231조의 2에 의해 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처벌됩니다.

일본 행정 서사회 연합회

# 委 任 状

受任行政書士

氏 名：  
行政書士登録番号：  
事務所所在地：  
電話番号：

委任者(申請人) は下記行為に関する権限を上記行政書士に委任します。

一下 記一

「家族関係登録などに関する法律」第 14 条及び「家族関係の登録などに関する規則」第 19 条に基づき登録簿などの記録事項などに関する証明申請書提出及び受領などに関する一切の行為

・添付書類

委任者の在留カード・特別永住者証明書（以上、外国人登録証を含む）及び受任者の行政書士証票の写し各 1 部

以上

2 0 年 月 日

申請人(委任者)

姓 名：  
住 所：  
住民登録番号：  
電 話 番 号：

印

※ 留意事項

他人の署名又は印章の盗用等で虚偽の委任状を作成し証明書の申請又は受領した場合には、「刑法」第 231 条の 2 により 5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金刑に処されます。

日本行政書士会連合会

## 家族関係登録簿等の証明書 交付 申請書

申請対象	□対象者	姓 名	(漢字 : )				
		登録基準地 (本籍地)					
		住民登録 番 号 (生年月日)	— 年 月 日生				
申請内容	<p>1. 一般証明書 ①家族関係証明書( )通 ②基本証明書( )通 ③婚姻関係証明書( )通 ④入養関係証明書( )通 ⑤親養子入養関係証明書( )通</p> <p>2. 詳細証明書 ①家族関係証明書( )通 ②基本証明書( )通 ③婚姻関係証明書( )通 ④入養関係証明書( )通 ⑤親養子入養関係証明書( )通</p> <p>3. 特定証明書 ①基本証明書(特定-親権・後見)( )通</p> <p>4. 従前「戸籍法」による除籍・本籍地: _____ 戸主: _____ 対象者: _____ 除籍謄本( )通</p>						
住民登録番号(後部分6数字)公開申請 与否	<input type="checkbox"/> 公開申請 <input type="checkbox"/> 申請対象者のみ 公開	公開申請事由	<input type="checkbox"/> 1. 申請対象者の住民登録番号を正確に記載した場合 <input type="checkbox"/> 2. 申請人が 申請対象者 本人または本人の父母、養父母、配偶者、子女、その代理人の場合 <input type="checkbox"/> 3. 家族関係登録官署出席申請人が裁判上で必要を釈明 <input type="checkbox"/> 4. 公務員等が公用目的を釈明した場合				
※手数料		1通 110円					
請求事由							
釈名資料							
申請人	姓名	(印/署名)	生年月日	申請人資格	の		
	住所				携 帯 電話番号		
					電話番号		
受付番号	20 年 月 日						
駐日本大韓民国大使館 貴下							
<p>※ 法 第117条3号: 第14条 第1項・第2項 及び 第42条を違反して虚偽や,その他の不正な方法より 他人の申告書類を閲覧したり 申告書類に記載されている事項 又は 登録簿などの 記録事項に関する証明書の交付を受けた者は 3年以下の懲役 又は 1千万ウォン以下の罰金に処されます. 法第11条 第6項に違反して発給対象でない者に 固意をもって発給した者も同等の処罰を受けます.</p> <p>※ 発給官署が“市”である場合は“区”が 設置されていない 市を指します.</p>							